

平成十二年から平成十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚

災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案要綱

平成十二年から平成十四年までの間の火山現象による災害で東京都三宅村の区域に係るものについての災害の期間を、平成十二年から平成十五年までの間に改正すること。